

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

地方自治

< 内容・目次 >

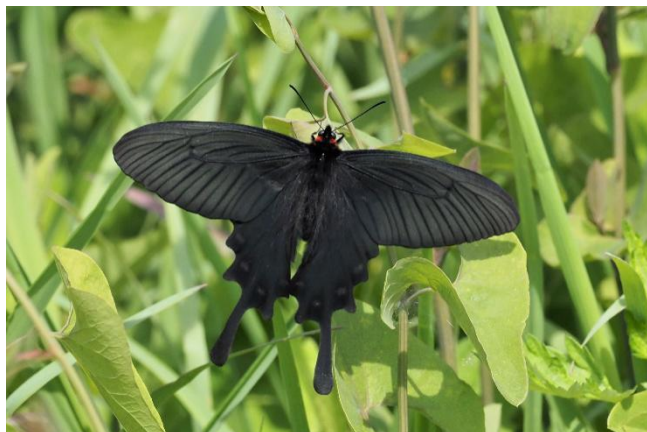
- ◇第 23 回 定例研究会
「PFAS 問題の現状と課題」
静岡合同法律事務所 阿部 浩基 弁護士 3
- ◇ブラ林
..... 7



ネットワーク
しまおか

No105 号

2025 年 8 月 14 日



静岡県地方自治研究所

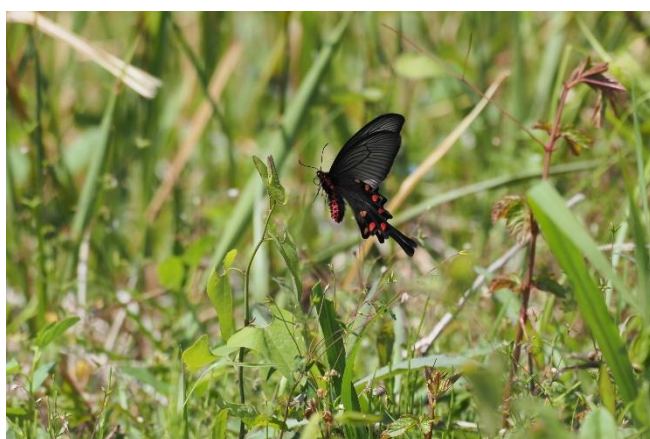
〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1

セキスイハイムビル 7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroren.com

発行人・児玉和人 編集人・菊池智博



毎年 4 月になると、近くの川の土手にジャコウアゲハが舞うのを見に行きます。幼虫は多年生つる草の「ウマノスズクサ」を食べて育ちます。羽化したばかりの成虫は、手のひらに乗ってくれるので、近くで観察することができます。翅の表が黒い個体（最初の写真）がオスです。（編集人）

PFAS 問題の現状と課題

静岡合同法律事務所 阿部 浩基 弁護士

静岡県地方自治研究所 第23回定例研究会（2025年6月13日）の静岡合同法律事務所 阿部浩基 弁護士の報告について、録音をもとに作成したものです。

【住民訴訟提起】

清水の三保に今もあります、三井・ケマーズの工場から排出されたとしか考えられない有害なPFASが騒ぎになって、静岡市が井戸水や河川の水質調査を行いました。その費用を市が払い、排出した企業には一切請求しないということなので、それはきちんと三井・ケマーズに請求すべきではないかと住民監査請求をしました。しかし監査委員がそれを認めなかったため、住民訴訟を提起しました。

【PFASの毒性】

PFASについてはいろいろ報道されていて、撥水機能のあるフライパンやハンバーガーの膜を包む透明な紙などにPFASが使われているようです。ただそれらすべてが有害だというわけではなく、清水の場合はそのうちのPFOAという種類で、それが有害だされています。PFASには種類がたくさんあり、色々なところに使われていますが、今のところすべてが有害というわけではなく、2種類が有害指定されています。

この物質は自然界でも非常に分解されにくいとされ、自然に分解・消失してしまうというものではないようです。それがPFASの特性です。

PFASのうち有毒なのはPFOSとPFOAの2種類で、それらを造っていたのはアメリカの3M社とデュポン社という大きな化学会社です。アメリカでは、すでに早い時期から有害指定されていて、人体に対する毒性として、妊婦に対する毒性、腎臓ガン、精巣ガン、潰瘍性大腸炎、胎児の発育不良など、様々な影響があると言われています。それでデュポン社は、早い時期、1961年から1994年にわたる内部の研究で、毒性についての証拠を

持っていましたが、それを機密扱いとして公表してきませんでした。それらの事実関係は、アメリカでの裁判で明らかになり、ずっとデュポン社が隠してきたことも、アメリカの裁判で明らかになりました。アメリカには証拠開示という強力な制度があるため、明らかになってきています。

日本ではやっと最近、毒物に指定されました。化学物質審査規制法、いわゆる化審法があり、その第1種特定化学物質に指定されたのが令和3年10月です。この第1種特定化学物質というのは難分解、高蓄積で、人への長期毒性、または高次捕食動物への長期毒性があります。令和2年5月に、PFASが水質汚濁防止法の指定物質に追加指定されています。

そういうことで、毒性があることについては、アメリカでは早くから指摘されていて、損害賠償請求の訴訟の中でそれらが明らかになり、デュポン社や3Mは巨額の損害賠償金ないし和解金を支払っています。日本ではやっと最近になって、毒物としての指定がされました。

【三井・ケマーズ清水工場のPFAS排出】

清水の工場は2013年までPFOAを使って製品を造っていましたので、それ以前に排出されたものが出てきているのではないかと思います。また清水の場合は、原因企業、責任がはっきりしていて、他にPFASを排出する企業や組織はないわけです。他には、基地があるところ、厚木や浜松、沖縄も全部そうですけれども、泡消火剤の中にPFASが含まれ大量に使っています。そういうものが付近に漏れて地下水を汚染している。その場合、自衛隊がやったのなら自衛隊が悪いとか、米軍がやったのなら、日米地位協定で面倒な問題があるようですけれども米軍が悪いとなり

ますが、清水の場合は三井・ケマーズの会社しか考えられないわけです。

三井・ケマーズというのは元の名前を、三井・ケマーズフロロケミカルと言っていて、三井化学とデュポン社が半々ずつ出資して作った会社です。ですから 2013 年で PFOA の使用を停止したのも、デュポン社からの指示があつてのことだろうと考えます。人体への影響については、調査があまり進んでおらず、疫学的大規模な調査はまだ日本ではされていないので、そういった関係を証明していくのは難しい気はしますが、徐々に明らかになっていくのではないかと思います。

毒物指定されたのは最近のことで、それより前は規制する法律がありませんでした。血液検査をすると残留していることがわかりますが、どれだけ血液の中に入っていれば大丈夫なのか大丈夫でないのか、環境や水の中に排出された場合どれだけ入っていれば、といった基準値も、裁判を起こした頃は暫定基準値で、正式なものではありませんでした。その後基準値は正式に決定されたのかもしれませんが、その基準自体がかなり緩いものです。アメリカなどの基準に比べて緩い。EU も多分厳しいです。

【水質調査費用の負担】

有害物質を環境にどんどん排出して金儲けして、水が汚染されているとあって、その調査を公費でやって自分たち企業は何も負担しない。それはおかしいんじゃないかということです。公害については、公害基本法の時代から原因者負担の原則が言われていて、今は環境基本法に引き継がれていますが、そういう負担をしました。排出したら当然、尻拭いもすべきだということです。そういうことから考えると、今回、損害賠償は調査費用ですけれど、調査というのはやはりどれだけの被害があるかとか、汚染されているかを見極めることなので、それ自体もお金を出した市の方から見れば損害だと思います。それで住民監査請求を行ったんです。住民監査請求は地方自治法に規定があり、非常に面倒な規定ですけれど、自治体が、どういう債権でもいいですが債権を持って

いて、その管理や回収を行っている時には早く回収せよと請求できる規定があります。それに依ってこの場合は、三井・ケマーズが PFAS という違法物質を環境の中に排出して、それによって静岡市にその調査費用の負担を余儀なくさせたと。金を出させたと。それが損害じゃないかと。市がとりあえず自分のお金を出すことはよしとしても、それによって損害を被ったのだから、原因企業である三井・ケマーズに損害賠償請求をしろという請求です。665 万ぐらいですけど、それを請求する訴訟類型があり、それに乗ったわけ

【田子の浦・ヘドロ住民訴訟】

これには、静岡県 の 地元 での有名な先例がありまして、それは田子の浦のヘドロ住民訴訟です。その時は田子の浦にヘドロがいっぱい溜まってその田子の浦港を管理していた静岡県が船も入れなくなったので港の浚渫費用を負担しました。それを企業に請求しないので住民監査請求、住民訴訟が起こり、最終的に東京高裁は大昭和など製紙企業 4 社が汚染物質、浮遊物質を排出して田子の浦港を利用できないようにし、県のお金で浚渫させたとことは、県に対する不法行為なので県は製紙業者に対して損害賠償請求できることを認めました。

最高裁に上告され、最高裁は、損害といっても自治体が負担すべきものと、企業が負担すべきものなど 3 種類ぐらいあるから、そこを判断せず全部一緒に製紙会社に負担しろと言ったのは間違いだから、そのところを審議し直せという形で差し戻しをしました。差し戻した後、どうも取り下げたみたいなので、差し戻し後の判決はありませんが、田子の浦ヘドロ住民訴訟という有名な裁判がありました。

それとパラレルに考えれば、三井・ケマーズという会社が有害物質である PFOA を排出し、それによって環境を汚染して、静岡市は住民を守る義務があるので水質等を検査したわけです。調査する義務があつたと言ってもいいです。そのことによって必然的にその財政負担をしたというこ

とは、これはヘドロの場合と似た構造ではないかということです。ヘドロの場合も静岡県が田子の浦港を浚渫したのは、静岡県は田子の浦港を管理していたから、当然使えるようにしなければいけないわけで、管理者として当然のことをやったわけです。今回も静岡市は、ある意味当然のことをやって、それでお金を出したと。そうであれば同じように損害賠償請求ができるのではないかということです。

資料、別冊ジリスト「甲第 5 号証、田子の浦ヘドロ事件」漢数字の三の控訴審判決を読んでみると、「不法行為に関する部分につき、損害賠償の請求は監査請求の内容となっており、静岡県はこの請求権を行使しておらず、そしてその不行使は違法というべく、控訴人らが静岡県に代位して右損害の賠償を求める本訴請求は適法である」。中身については「田子の浦港に堆積したヘドロは、本件河川に含まれる SS（浮遊物質）によるものであるが、右 SS は前記（二）で認定した数値を示し、この数値は前期（三）の数値のみならず、静岡県水質指導基準に定めた数値をはるかに超えるので、被控訴会社らの工場排水行為は違法である」となっております。「静岡県は、港湾管理者として右違法なる工場排水の排出により田子の浦港に堆積したヘドロの浚渫を余儀なくされたのであるから、ヘドロ浚渫費は被控訴会社四社ほか工場排水を排出したものの共同不法行為による損害というべきである」と言っています。

【社会的に見て許容できない害悪、毒物を排出した場合は違法】

少し説明しますと、この昭和 40 年代は水質汚濁防止法などに規制はありませんでした。静岡県水質指導基準をはるかに超えていると述べていますが、指導基準が適用となったのは、住民監査請求をした後です。後から振り返ってみても指導基準をはるかに超えていたからと認定しているわけです。特に何かの法律に違反したから違法ということではなく、社会的に見て許容できない害悪、毒物を排出した場合は違法だというのは、不法行為の学説、判例でそうなっています。特に何

か行政上の取締法規に違反している必要はないわけです。田子の浦のヘドロの時も、特に何か行政取締法規に違反していたわけではなく、しかし後から考えてひどかったということで違法だといっているわけです。ではこの P F O A の場合はどうかということですが、毒物であることは間違いありません。その量がどれくらいかといったことはちょっとわかりませんが、環境に分解せずに堆積していくのですから、何かの汚染水のように水に混ぜて薄くなればいいでしょという問題ではなく、どんどん溜まっていきます。海洋に流れてしまえばそうではないかもしれませんが、地表では簡単にはなりません。時間とともに増えていくイメージだと思います。ですからやはり異常だということです。

人体に対する直接的被害が指摘されていますが、身近に具体的に発生しておらず、事例が少ないので分かりにくいかもしれませんが、実際には有毒物質であるということで、アメリカでは化学会社デュポンや 3M が莫大な損害賠償をしています。

【監査委員会が住民監査請求を棄却した理由】

監査委員会が住民監査請求を棄却した理由は、「本件の調査は静岡市の責務として水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定による常時監視の事務を実施したのであって、仮に事業者が自ら調査、報告及び公表を行ったとしても、その責任を免れるものではないと解することが妥当である」というものです。「静岡市の責務として当該事務を実施する以上、静岡市が調査費を負担するのは当然のことであって、調査費の支出は損害であるとは言えない」という認定です。まあこういう理屈も成り立つかとは思いますが、しかし今まで何もやらなかったのに突然調査をして、それは常時監視義務を履行しただけだと言われても、ちょっとどうなのかなという気はしますが、監査委員はそういう理屈で、要するに仮に企業が調査をしたとしても、静岡市もやらなければいけないというのです。やらなければいけないのであれば両方でやればよくて、なぜ市だけが費用を出さなければいけな

いかという同じ疑問が出てきます。

【法の実施義務と実施した費用を誰が負担するかは別問題】

法律に規定があるからやりました。その費用を市のお金から出すことは何ら問題ありませんと言うのですが、それは田子の浦の時でも静岡県は港湾の管理者として浚渫作業をやりましたと。その費用を県の財政から出すのは当然でしょうということと同じ理屈です。このあたりは裁判所が乗ってきやすい理屈ですけど、裁判で論破していかなければと思っています。

要するに、法律に基づいて実施する義務があったとしても、その費用を誰が負担するかは、別問題だと思います。原因者が誰かわからない段階では、それは市が負担するのは当たり前で、法律で調査しなさいということになっている。常時監視義務があるということです。しかし田子の浦の時と一緒にですね。県は自分の責任、港湾管理者としての責任に基づいて浚渫作業をやったと。このP F A Sの時は、静岡市はその水質汚濁防止法の常時監視義務の規定に基づいて調査やりましたと。どこが違うんですか、一緒じゃないですかと思いますけどね。この場合、三井・ケマーズが調査やったからといって静岡市の責任、調査義務がなくなるわけではないにしても、なぜその調査をやらなければいけなかったかという、三井・ケマーズがP F O Aを排出したからです。だから、こここのところは、論破できるのではないかなと思っています。

【静岡市の姿勢】

静岡市の姿勢ですけど、難波市長は最初すごく姿勢が良くて、「それは公害以外の何者でもない。企業が説明に来て挨拶に来ないとけしからん」くらいのことを記者会見で言っていました。その後企業が挨拶に来たみたいで、その後コロッと変わったと言われています。三井・ケマーズの方は、住民組織が、私も共同代表ですけど、直接の面会を申し入れても、一切会おうとしません。その理由にしているのが「静岡市と地元三保の自治会、

三井・ケマーズの三者の協議会があり、そこで説明しますから、それ以上の個別のことはお答えしかねます」という対応です。その三者の協議会の議事録が一応静岡市のホームページに出ていますが、今後全部公表されるかどうか、懸念があります。

ブラ林 in 人宿町

伝統の街の民間主導の再開発

県内各地の街を歩いて、その地域の歴史や風土を紹介します。
林副理事長がブラリと歩くこの連載は、あくまで旅行記で主観的な感想が含まれています。

今回は家から歩いてすぐの^{ひとやどちょう}人宿町・梅屋町境界を紹介します。江戸時代、上方から来た東海道の旅人は安倍川の渡から新通を進み、寺町通と交わって家康の町割の中に入ります。いわば西からの玄関口としての繁華街でした。この交差点手前に、もともと茶店から出発した料亭の「阿奈古や」がありました。文久2年創業のこのお店、現在はうなぎ専門店として営業しています。



写真1 昔の料亭「あなごや」

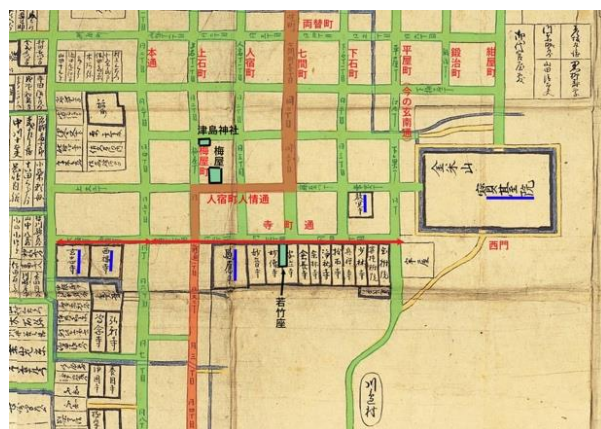
東海道をもう少し進んで、梅屋町の角を右折します（写真2）。この先、七間町通までの区間を、今は「人宿町人情通」と称しています。



写真2 新通から人宿町人情通を見る

家康の町割では、この通りの奥に宝台院の大きな山門が見える眺望を提供していました。

梅屋町の町名は、江戸時代の旅籠「梅屋」からきています。梅屋は梅屋町の教会のあたりにあったとされています（写真2：教会の看板を赤で囲った）。梅屋町から人宿町にかけては多くの旅籠が並んでいました。駿府の宿は、制度としては^{てんまちよう}伝馬町がメインであり、本陣などが置かれて参勤交代の武士階級が泊まる場所でしたが、人宿町は^{いまじゆく}今宿といわれる今川時代からの町場が発展したところと考えられます。



梅屋は、1651年に幕府転覆計画を企てた由井正雪が滞在しているところを奉行所の取り方に包囲され命を絶った事件で有名です。梅屋は歌舞伎役者の岩井半四郎の最奥で屋号を岩井屋と改めました。のちに蕎麦屋に転業したところ腕のよい職人を数多く輩出して、岩久など「岩」がつく蕎麦屋が市内に散らばったということです。静岡のそばの特徴、甘めのつゆに麺を柔らかく茹でてつゆにほぐして食べるのはここが発祥かも知れません。岩井屋本店は平成になるまで残っていたそうです。

梅屋町の交差点を中町方面に少し行くと鉄筋のガレージの2階に津島神社があります(写真3)。祭神は素戔鳴尊^{すさのおのみこと}。もしやと思って案内板を見るとやはり牛頭天王をまつる祇園社が前身。1785年創建とされており、天明の飢饉にともなう疫病を鎮めるため牛頭天王を勧請したと思われます。明治2年の廃仏毀釈で牛頭天王は排斥され、垂迹神^{すいじやく}(仏が仮の姿で現れてきた神)の素戔鳴尊が祀られたと考えられます。



写真3 旧祇園社、現津島神社

江戸時代の人宿町(通)は、寺町の感應寺からお城の方へ延びた通りで、現在の住所の上での人宿町と重なります。感應寺は家康の側室、紀州頼宣、水戸頼房の母親、お万の方ゆかりの日蓮宗の寺で、家康の百か日法要を修した放生会^{ほうじょうえ}が行われたところ。お寺は戦災の後コンクリートで再建されましたが、門はインドのストゥーパを模したようなデザインです。ここから延びる昭和通までを2丁目、その向こうを1丁目と振られています。この通りを歩くと漆屋さんや(写真5)、いかにもかつての商人宿を思わせる造りの家屋(写真6)があります。



写真4 感應寺



写真5 漆器を取り扱う店



写真6 旧金龍館旅館

感應寺の寺町の通りのならびには、徳川慶喜について江戸からきた新門辰五郎^{しんもんたつごろう}の尽力で開業した玉川座。その後の若竹座などの演芸文化がありました。京都の寺町京極もそうですが、お寺の境内は芝居小屋などができやすいと思います。安倍川より幕府公営の遊廓、二丁町があったので、この辺りは江戸でいう浅草・吉原のミニ版と言えるかもしれません。



写真7 玉川座



写真10 電気館、キネマ館



写真8 若竹座



写真11 お別れイベントの時の旧有楽座の写真

その後、活動写真を上映する電気館、キネマ館が開館し、映画館のある街を形成していきました。私も青春時代、ハリウッドの大作、渋いヨーロッパ映画、革新的なニューシネマと、この辺りの映画館に入り浸っていました。



写真9 電気館、キネマ館

ところが2011年10月、これまであった大規模映画館が新静岡のセノバのシネコンに移転することになりました。写真9～13は、その前月、実行委員会によるお別れイベントの時の旧有楽座、その昔はスケート場や天文台があった建物の様子を写したものです。



写真12 ピカデリー入口



写真13 グランドジャッドの日曜日を見る

地域の活性化をめぐって「アトサキセブンプロジェクト」などが試みられました。2013 年民間企業の創造舎が入ることによって「OMACHI 創造計画」というプライベートな民間主導の再開発、まちおこしが試みられました。もちろん町内会も、映画館の所有者だった江崎さんも関わっていると思います。



人宿町商店街は、一時代前の商店街の建物のリニューアルやコンテナの利用、古民家の再生など、多様な手法で再開発を行い、「人宿町人情通」となりました（写真 14）。私の印象ではこの 1 年、とても火が点いて個性的な店をめぐって人が集まるようになってきたように思います。創造舎さんのセレクトは、おそらく当たり外れはあると思いますが、着実に人を集めています。



今日は、お昼に「テキーラ・ダイナース」でアボガドバーガーを。七間町から移転し、いつも人がいっぱいの人気店です。若者向けのボリュームバーガーは食べ応えがあります。



夕方、人宿マートのいちばん裏にある人宿酒店の立ち飲みでビール、ツーショット。ここは丸子にある地ビールの会社の旗艦店。30 代の社長自らカウンターに立って対応しています。

「お勧めなんですか？」と聞くとハニーピルスを勧めます。ホップとはちみつで香りを付けていますが、糖分はアルコールに変わるのではちみつの香りだけ残ります。

「この辺り、すごく賑わってきたよね」

「この 2、3 年ですね。その前は試行錯誤ですよ」

と話に花が咲きました。

